

権利擁護／虐待防止①

基礎知識編

③権利擁護に関する法制度

この教材の目的

- 人権意識の向上と、現場での権利擁護の実際を学ぶ。

あなたは他の介護職員がご利用者を何度も何度も叩いているところを発見しました。
高齢者虐待防止法に基づくと、あなたがとるべき行動はどちらだと思いますか。

1. 介護職員に叩いていた理由を問いただす。
2. 通報する。

答え

2. 通報する。

高齢者虐待防止法

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければならない。

何度も何度も叩いていることは、生命又は身体に重大な危険が生じている場合と判断できるので、通報しなければならないから。

あなたはある利用者から「介護職員に叩かれた」と聞きました。叩かれたと思われる部位をみると、赤くはれ上がっています。
高齢者虐待防止法に基づくと、あなたがとるべき行動はどちらだと思いますか。

1. 介護職員に叩いていた事実を確認する。
2. 虐待があったことを通報する。

答え

2. 通報する。

高齢者虐待防止法

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに通報しなければならない。

虐待があったかどうか、ではなく、虐待の疑いがあった場合、通報義務があるから。

施設における虐待の相談・通報者で最も多いのは、当該施設職員

- 当該施設職員 23.4%
- 当該施設元職員 8.3%
- 当該施設管理者等 12.3% 小計44.0%

- 本人 1.8%
- 家族・親族 17.6% 小計 19.4%

- その他 36.6% 合計100.0%

厚生労働省「平成28年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）」<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304250-Roukenkyoku-Koureishashienka/0000197121.pdf>（2018年3月12日）

通報先はどこ？

1. 都道府県
2. 市町村

答え

2. 市町村

※地域包括支援センターも通報先となるが、立入調査ができるのは、市町村直営のみ。委託の場合は、立入調査できない。

高齢者虐待防止法による通報義務

虐待を発見した介護職員が通報しやすいように同法では、ある規定が設けられています。それはどんな規定だと思いますか。

考えるヒント:この規定がないと安心して通報できない。

答え

通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

この規定がないと、「チームの輪を乱した」「まずは報告だろ。職務規定違反だ」と不当な扱いを受けることがあるから。この他に「公益通報者保護法」も適用され、通報者の保護が図られている。

高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」「介護等放棄(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つを虐待だと定めています。しかし、これらの虐待を行っても、同法では罰則規定がありません。それはなぜだと思いますか。

考えるヒント:法の目的が関係している。

答え(例)

- 虐待したことに対して罰するのではなく、虐待を防止することが目的だから。
- 養護者の支援が目的だから。

などなど

※虐待行為が罰せられる場合は、刑法などが適用される。

施設の介護職員であっても消費者保護に関する知識が求められてきています。それはなぜだと思いますか。

考えるヒント: 通信機器の発達

答え(例)

- 携帯電話を持っている高齢者の増加に伴い、電話勧誘による契約トラブルが増えている。
- インターネットを通して、認知症の人であっても商品購入の契約が簡単にできてしまう。

などなど

デイサービスを利用している一人暮らしのAさんの家を訪問すると、Aさんに宅配業者が大きな荷物を届けているところでした。Aさんは「2週間ほど前に、布団の訪問販売の人が来て、いらないと何度も言ったのに帰ってくれず、根負けして購入してしまいました。どうにかならないものでしょうか」と困り顔です。

次の対応のうち、適切なのはどちらですか。

1. クーリングオフ制度の期間(8日以内)が過ぎているので、解約する方法はない。
2. 「消費者生活センターに連絡してみたらいかがでしょうか」と情報を提供する。

答え

2. 「消費者生活センターに連絡してみたらいかがでしょうか」と情報を提供する。

クーリングオフ制度(特定商取引法)以外にも解約する方法はあるため。

消費者契約法

不当な勧誘による契約した場合は、契約解除することができます。

この事例では、「帰ってほしい」と何度も告げても帰らなかったところが不当な勧誘(困惑)に当たると考えられる。

クーリングオフ制度

- 訪問販売, 電話勧誘, マルチ商法等に適用される。
- 訪問販売, 電話勧誘 ➡ 8日以内
- マルチ商法 ➡ 20日以内 など

※いずれも書面を受け取ってから。

日常生活自立支援事業を利用しているAさんは、客観的に見て、必要ないとは思われないような日用品をいつも購入します。同制度を使って、購入契約を解除できますか？

1. 解除できる
2. 解除できない

答え

2. 解除できない。

理由: 成年後見制度のように取消権はないから。

日常生活自立支援事業のサービス

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的な金銭管理サービス
- ③書類等預かりサービス

任意後見制度を利用しているBさんは、客観的に見て必要ないと思われる日用品をいつも購入します。同制度を使って、購入契約を解除できますか？

1. 解除できる
2. 解除できない

答え

2. 解除できない。

理由：成年後見制度のように取消権はないから。

任意後見人に与えられる権利

同意権のみ

※法律行為(契約など)を行う際、任意後見人が同意することで認められること。

成年被後見人Cさんは、客観的に見て必要ないと思われる日用品をいつも購入します。同制度を使って、購入契約を解除できますか？

1. 解除できる
2. 解除できない

答え

2. 解除できない。

理由: 成年後見人には取消権は認められているが, 例外事項として, 日用品の購入には, 取消権が及ばないから。

<その理由>

日用品はそれほど高額ではないので, 権利擁護の観点から取り消すことができないものとして定められている。

※日用品は取り消すことができないが, 法律行為を取り消すことができるのは, 成年後見制度のみ。ご利用者の判断力が低下している場合は, 成年後見制度の活用が有効。

お疲れさまでした。